

# 第一経営

(株) 第一経営相談所  
税理士法人 第一経営  
社労士法人 第一経営

2023年新年号

No. 179

## 経営理念

私たちは、お客様とそこに働く人々の  
夢と幸せを実現するために行動します。

- ・納税者の権利を守り、中小企業と国民が主人公の税制をめざします。
- ・中小企業の経営の発展と、平和で豊かな地域社会をつくることに貢献します。
- ・中小企業家の多面的な要求解決のために努力します。
- ・私たちは共に成長し、働く喜びを実現します。

## Contents

P2～P3	新年特集「インボイス制度のスタートせまる！」
P4	ぐる～ぷ1世話人の皆さんからの新春メッセージ
P5	事業部情報(36協定は届出していますか?)
P6	新春講演会案内／BOOK私のおすすめ

謹賀新年

# インボイス制度の 事前準備のポイント

2023年10月1日より、適格請求書等保存方式(インボイス制度)がスタートします。同日より登録を受けるための登録申請書の提出期限も2023年3月31日(原則)に迫っていますが、商工会議所の調査では、インボイス制度への準備が進んでいない事業者が9割、「制度が複雑でよく分からない」という事業者も5割に上っています。スタートまで10ヶ月、“よく分からない”と放置してきた方も、本腰を入れて準備をしなければならない時期になっています。今回は、“そうはいつでも準備って何をすればいいの?”という方のために、事前準備のポイントを徹底解説いたします。

## 1. インボイス制度導入で何がかわるの?

### ○ 免税事業者と取引がある課税事業者は消費税額が増加

まずは、消費税の計算方法を確認しましょう。

計算  
方法

消費税額 = 課税売上げに係る消費税額※  
(売上税額)

— 課税仕入れ等に係る消費税額※  
(仕入税額)

→ 仕入税額控除

※消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

「仕入税額控除」の計算方法には「帳簿方式」と「伝票方式」があります。

**帳簿方式** 帳簿等の記載に基づいて仕入税額控除を計算する方法(現行)

**伝票方式** 伝票(インボイス)に基づいて仕入税額控除を計算する方法(2023年10月以降)

※仕入税額控除はインボイスの保存が要件。インボイスを発行できるのは登録を受けた課税事業者のみ

仕入先が免税事業者の場合、現行の帳簿方式では仕入税額控除が可能です。伝票方式では仕入税額控除はできず※消費税額が増加します。

※免税事業者からの仕入については経過措置があります。

#### インボイス制度の導入

2023年10月	2026年10月	2029年10月
3年	3年	
免税事業者等からの課税仕入れ 80%控除可能※	免税事業者等からの課税仕入れ 50%控除可能※	控除不可

### ○ インボイスの発行・保存義務

登録事業者は、現在の請求書の記載事項に加えて、登録番号、適用税率又は税率ごとに区分した消費税額を記載したインボイスを発行し、その写しを保存しなければなりません。

### ○ 事務処理が煩雑に

受け取った請求書がインボイスの要件を満たしているかの確認、インボイスとそれ以外の請求書の区分保管が必要です。カード利用明細書はインボイスとは認められないため、クレジット決済の領収書も現金分と区別した上で必ず保存して下さい。

## 2. 事前準備のポイント

### 課税事業者

#### ① 免税事業者の洗い出し、自社への影響額の試算

弊社ではシミュレーションシートによる消費税額の試算を行っています。

#### ② 登録申請書の提出

#### ③ 取引先への登録番号の通知、取引先の登録番号の確認

自社の登録番号を通知する際に、相手の登録番号を尋ねる文面を加える方法がお勧めです。

# スタートせまる！ インボイス制度を徹底解説！

## ④ 免税事業者への説明・交渉

インボイス制度そのものを理解していない事業者が多く、丁寧な説明が必要です。免税事業者に対して登録要請や取引条件の見直し等の交渉を行う際は、独占禁止法等で問題となる可能性もあるため、免税事業者と十分に協議し双方納得の上で行う必要があります。

## ⑤ 課税売上高5,000万円以下の場合は簡易課税も検討

簡易課税は「みなし仕入率」により仕入税額控除を計算するため、インボイスの保存は不要です。仕入先に免税事業者が多い場合、簡易課税が有利なケースもあります。簡易課税を選択するには、事前に届出書を提出する必要があります(免税事業者には特例措置あり)。

## ⑥ 請求書の様式変更

## ⑦ 納税資金の準備

## 免税事業者

### ① インボイス制度を理解する

国税庁がYouTubeで公開している動画(「基礎から学ぶ 消費税インボイス制度(免税事業者の方向け)」)が分かりやすくおすすめです。

### ② 売手がイ、ロどちらかを確認

イ) 売手が「消費者」「免税事業者」「簡易課税選択事業者」

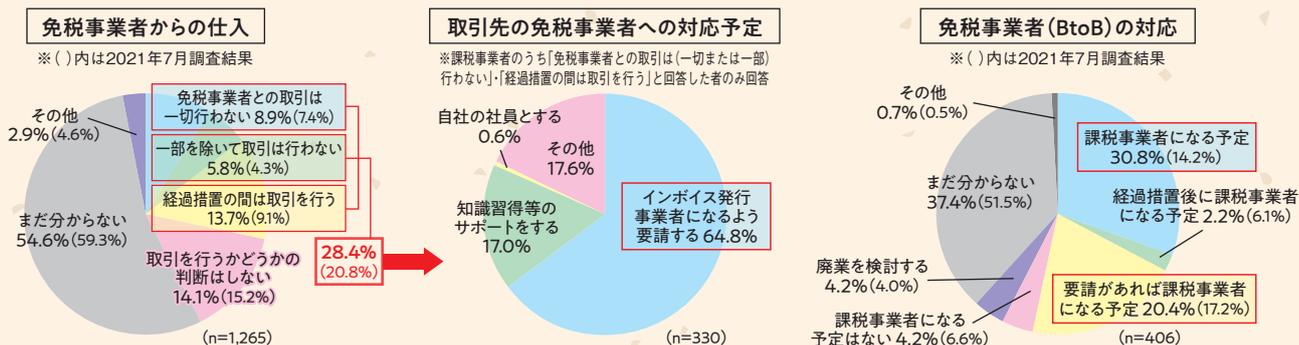
インボイスを発行する必要はなく登録手続は不要です。

ロ) 売手がイ以外

売手の消費税額に影響が出るため、登録要請や値引き要請を受ける可能性があります。

### ③ 登録するか検討

登録事業者になると、課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告・納税が必要です。また、課税事業者と同様の準備が必要です。



## 3. インボイス制度を巡る動き

インボイス制度は中小企業に大打撃を与える制度です。弊社は「中小企業が主人公の税制を目指す」という理念のもと、インボイス制度に反対する取組を行ってきました。商工会議所や中小企業家同友会も、制度の見直しや撤回を求める意見書を公表しています。こうした動きを受けて、政府税調会長は「免税事業者から課税事業者に転換するときに生じる負担増について、何らかの税制上の措置で影響が最小化できないか検討していく」と述べ、2023年度税制改正大綱に課税事業者に転換したことで生じる消費税額を、導入から3年間、売上に対する消費税の2割に抑える措置を明記する方針です(日経2022.11.21付)。しかし、この措置でインボイス制度の根本的な問題が解消したわけではありません。弊社は、諸団体と協力しながら引き続きインボイス制度の延期・中止を求めていきます。

越谷事務所 税理士 菅 美子

# ぐる～ぶ1 世話人挨拶

2023



有限会社新郷運輸  
**赤城 義隆**

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

こうして新年を迎えることが出来ましたのも、ぐる～ぶ1の皆様や第一経営の皆様のお陰と心より感謝申し上げます。コロナ禍で経営が厳しくなりましたが、反面、試行錯誤し新たな気付きもたくさんありました。コロナで悲観的になりがちですが、前を向いて皆様と一緒に、学習や情報交換をし、共にこの荒波を乗り越えて行きましょう!!



さいたま住宅生協  
**後藤 晴雄**

諸物価の高騰が続き、賃上げを期待したいが政府の対応は経営者任せで何の手も打っていません。インボイス中止を求めて諦めず運動を続けましょう。コロナの終息が見通せない状況ですが、ぐる～ぶ1の力を合わせて頑張りましょう。



ニッケン建設株式会社  
**蓮見 利之**

新年のご挨拶を申し上げます。コロナ禍により消毒液の設置、オンラインでの打合せ等世の中の色々なことが変化しました。

私共も変化を起こしこの時代に対応して参ります。

本年が明るく笑顔溢れる一年となりますよう共に頑張りましょう。



ぐる～ぶ1世話人代表  
有限会社あかつき建設  
**鈴木 芳晴**

新年明けましておめでとうございます。コロナが長引く中で満足な報告や行動の提案が出来ませんでした。心からお詫び申し上げます。コロナウイルスという過去に経験したことのない状況の中で、感染による死の恐怖や病状の重さに怖さを感じた毎日でした。

今年もコロナ禍ではありますが出来る人が、出来ることを、出来る所でぐる～ぶ1活動を進めていきたいと思ひます。第一経営・ぐる～ぶ1に引き続きのご協力をお願い致します。

皆様方のご健康とご多幸をご祈念申し上げまして、新年の挨拶といたします。



大橋工業株式会社  
**大橋 親吾**

明けましておめでとうございます。引き続きコロナウイルスの感染が治まりませんが、今年もぐる～ぶ1会員の皆さんと協力をして頑張っていきたいと思っています。

本年もよろしくお祈りします。



株式会社若狭建物  
**出口 樹弘**

新年おめでとうございます。昨年はロシアのウクライナ侵攻、エネルギー問題、地球温暖化等の問題について深く考えさせられました。

平和な一年を過ごせる事を願ひながら、皆様と共に頑張りたひと思ひますので、宜しくお祈りします。



株式会社アスト  
**丸井 栄**

世界では、いまだに紛争や飢餓が続いています。これらの危機は、決して他人事ではなく身近にも火種が存在する懸念があります。今年「危機」を未然に防ぐ一助になりたいと思ひます。

# 36協定は届出していますか？

36(時間外労働・休日労働)協定は届出していますか？労働基準法第36条に基づき、従業員に法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超える時間外労働をさせる場合、労働者代表などと書面による協定(36協定)を結び、労働基準監督署に届け出ることが必要です。「残業代を支払ってれば良い」というわけではありません。事業所の規模も関係ありません。この36協定は毎年締結と届出が必要です。

2023年4月1日

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。

中小企業の場合、月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

2023年3月31日まで

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は50% (2010年4月～適用)  
\* 中小企業は25%

2023年4月1日から

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに50%  
\* 中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%



	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	<b>50%</b>

- ◆ 2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。
- ◆ 月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00～5:00)の時間帯に行った場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。
- ◆ 月60時間の時間外労働の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

## まずは労働時間の把握を

労働基準監督署の調査(臨検監督)では、36協定の届出と労働者の労働時間については必ず確認されます。調査の結果、賃金不払残業が労働者一人に対し数十時間を超えていることが判明し、一度に数百万円の不払分の清算を余儀なくされるケースもあります。

割増賃金率の引き上げにより、会社が負うリスクはより高まっていく状況です。まずはタイムカードや日報などで、正確な労働時間を把握して下さい。その上で時間外労働が多い場合は、どのようにしたら削減出来るのかを意識をし、毎月少しずつでも削減できるよう工夫改善していくことが大切です。

社会保険労務士 星 弘美

## お | 知 | ら | せ

11月23日ぐる～ぷ1主催で「黒山三滝ハイキングと越生日帰り温泉」を企画しましたが、悪天候が予想されたため事前に **中止** にさせていただきました。関係の皆様にはご迷惑をおかけしました。



参加費  
無料

株式会社 第一経営相談所 〈協賛〉 第一経営・ぐる〜ぱ1

## 《2023年》新春講演会

本年もよろしく  
お願いいたします。

新春講演  
演題

### 銀行との信頼関係づくりで 事業価値を高める方法とは

～経営者・金融機関・専門家のコラボ…伴走型支援を活用しよう～

講師

森 義彦氏(一般社団法人日本金融人材育成協会会長)  
日本の中小企業を支える金融人材育成のトップリーダー

日時

1月18日(水)  
17:10開会▶18:50閉会

開催  
形式

ZoomによるWeb方式で開催します。  
(申込時にメールアドレスの登録が必要です。)



卯

BOOK

## 私のおすすめ

昨年の渋沢栄一のドラマの影響で購入した本です。仕事に対する根本的な考え方や姿勢の参考になりました。ここ数年で、在宅勤務や、キャッシュレスの普及など、私たちを取り巻く環境も大きく変わってきています。この本の中には今の時代にそぐわない部分もあるかもしれませんが、しかし、人生の先輩たちはこういう考えを持って働き、今の日本を作ってきたのだと知るとは必要だと思いました。



渋沢栄一と「論語と算盤」

齋藤孝 著

熊谷事務所 園田 典子

### 編集後記

街に出ると元の生活に戻りつつあると実感しました。11月に開催された川口花火大会に行った際は人も多く、地元の方も楽しみにしていたことが伝わり、私も真下から見る花

火にとっても感動しました。今後も綺麗な景色を観たりしながら、今までの当たり前を取り戻されていくことが楽しみになりました。

大宮事務所 山田 悠太

2020年1月3日朝焼けの成田空港  
正月旅行で高松空港へフライトする前の待合時間にロビーから朝焼けを撮影しました。この時は1か月後の『新型コロナウイルス感染症パンデミック』などまったく想像できませんでした。(日本国内初の感染者確認は2020年1月16日)

2023年はどんな年になるのか?飛び立つジェット機の影を観て考え込んでしまいました。

本部事務所 山中 信一

表紙写真

発行

株式会社 第一経営相談所  
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町 1-332

経営本部 総務部  
TEL 048(650)0101

表紙の写真募集

担当者(山中・吉田)にご連絡下さい。